

第25回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和8年5月27日(水)
開 会 午後2時00分
閉 会 午後3時6分
2. 場 所 名取市役所6階第1会議室
3. 提出議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について(継続審議分)
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見について
議案第5号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について
4. 報告事項
報告事項
(1) 農地法第5条の規定による届出について
(2) 農地使用貸借権解約について
(3) 農地の現状変更届出について
5. 出席委員(26人)
会長 15番 引地 長一
農業委員 1番 板橋 英昭 2番 入間川 康弘 3番 松浦 朋子
4番 大友 政基 5番 遠藤 勝典 6番 昆布谷 功治
7番 佐伯 美和 9番 阿部 芳昭 10番 相澤 喜美
11番 松浦 岩男 12番 入間川 昭一 13番 佐藤 勝浩
14番 大内 繁徳
欠席委員 8番 渡邊 正明
推進委員 1番 大内 伸一 2番 山路 康則 4番 齋 重昭
5番 長田 満 6番 渡邊 定信 7番 墨繪 広之
8番 引地 恒裕 9番 武田 由美子 12番 松浦 崇
13番 西山 剛 14番 相澤 早苗 15番 川村 吉則
欠席推進委員 3番 菅野 弘一 10番 浅井 照久 11番 松浦 正博
6. 事務局出席職員
事務局長 仙石 明光 事務局長補佐 渡邊 広美 主査 五十嵐 竹美
7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第25回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時00分、ただいまから名取市農業委員会第25回総会を開催いたします。
本日の総会は、農業委員14名、農地利用最適化推進委員12名、計26名出席ですので、名取市農業委員会会議規則第8条の規定に基づき、総会は成立していることを報告いたします。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長となる。

【議事の内容】

○ 会長（引地長一）

◎議事録署名委員の指名

議長において、次の2名を議事録署名委員に指名をした。

10番 相澤 喜美 委員 11番 松浦 岩男 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。遠藤勝典代表委員、説明をお願いします。

○ 4班代表委員（遠藤勝典委員）

第4班代表委員の遠藤勝典です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々からの補足をお願いします。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和8年5月27日提出。

番号1と番号2は関連がありますので一緒に読み上げさせていただきたいと思えます。高館吉田字東真坂82番、登記現況ともに田、登記面積253㎡。転用目的資材置場。譲渡人・譲受人は記載の通り。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要として売買1㎡あたり988円。総額250,000円。

番号2、高館吉田字東真坂83番、登記現況ともに田、登記面積136㎡。転用目的資材置場。譲渡人・譲受人は記載の通り。開発許可は否、転用目的に係る事業又は

施設の概要として売買1㎡あたり1,103円。総額150,000円、となります。

議案第1号につきましては、5月22日の担任委員会で現地調査を行い、代理人より実情を聴取いたしました。

位置図・公図につきましては、議案書の2ページ及び3ページ、審査内容及び土地利用計画については、担任委員会資料の1ページから4ページをご覧ください。

1番及び2番、申請地は、高館公民館から170mほど西、農道高館29号北側に位置し、農業振興地域の農用地区域外の第2種農地となります。

譲受人は、仙台市を中心に、住宅建築、土木建築、解体、リフォーム業等を営んでおり、申請地の東側、東真坂88番、89番1、90番1、92番1にある資材置場が手狭となり、拡張可能な隣接農地が適地であったため、今回の申請に至ったものです。

転用目的は、U字溝などのコンクリート二次製品や建築用木材を一時保管する資材置場として利用するものです。

申請地は、盛土は行わず、整地のみを行い、雨水は北側から西側に土留めを設け敷地内で自然浸透とし、汚水排水は発生しません。

農業用排水路における取水排水はありません。また、土砂の流出などによる周辺農地への影響は発生しないと考えます。

なお、周辺農地や土地と比べて、窪地となっていることから、再度、盛土の検討や強風対策として防風ネットや鉄板フェンスの設置を検討するようお願いをいたしました。

万が一、周辺農地に被害が生じた場合は、適切に対処し、全責任を負うこととしております。

議案第1号につきましては、申請内容に問題は無いものと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に農地利用最適化推進委員の齋重昭委員に意見等について、お願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（齋重昭委員）

農地法第5条申請、議案第1号について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。

1番及び2番は、手狭になった既存の資材置場の拡張のための転用であり、盛土を行わず、雨水は自然浸透とし、汚水排水は発生しません。

また、農業用排水路における取水排水はありません。

なお、万が一、周辺農地に被害が生じた場合は、適切に対処し、全責任を負うこととしております。

議案第1号については、周辺農地への影響が生じないため、申請内容に問題がないと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただ今、両委員から説明・意見等をいただきました。この案件について、質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。

《議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（引地長一会長）

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。それでは、遠藤勝典代表委員、説明をお願いいたします。

○ 4班代表委員（遠藤勝典委員）

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和8年5月27日提出。

議案第2号農地法第3条の許可申請については、今回、10件となっていますが、各番号において、筆数が複数の場合は、代表地番で読み上げることとします。

番号1、杉ヶ袋字尻田村15番、登記現況とも畑、登記面積726㎡、権利種別売買、譲渡人・譲受人は記載の通り。経営面積は2,408a、世帯員・労力人は2人・2人。売買、10aあたり1,377,410円。総額1,000,000円。

番号2、大曲字中小路7番2、登記現況とも畑、登記面積3,682㎡、権利種別売買、譲渡人・譲受人は記載の通り。経営面積は17a。世帯員・労力人は1人・1人。売買、10aあたり814,774円。総額3,000,000円。

番号3、下増田字北原東605番2、登記現況とも田、登記面積は341㎡、権利種別売買、譲渡人・譲受人は記載の通り。経営面積は326a。世帯員・労力人は4人・1人。売買、10aあたり300,000円。総額102,300円。

番号4、田高字清水3筆・上余田字西田3筆、登記現況とも畑、登記合計面積3,952㎡、賃貸借、貸付人・借受人は記載の通り。経営面積451a。世帯員・労力人は9人・3人。賃貸借権設定、令和8年6月1日より10年間、10aあたり10,000円。

番号5、愛島笠島字北沢30番、登記現況とも畑、登記面積3,456㎡、賃貸借、貸付人・借受人は記載の通り。経営面積95a。世帯員・労力人は1人・1人。賃貸

借権設定、令和8年6月1日より5年間、10aあたり5,000円。

番号6、愛島笠島字下ノ妻270番1、登記現況とも畑、登記面積446㎡、賃貸借、貸付人・借受人は記載の通り。経営面積95a。世帯員・労力人は1人・1人。賃貸借権設定、令和8年6月1日より5年間、10aあたり5,000円。利用権終了継続。

番号7、愛島笠島字桜町4筆、愛島笠島字下ノ妻1筆が登記現況とも田、下ノ妻266番1、274番が登記現況とも畑、登記合計面積3,005㎡、賃貸借、貸付人・借受人は記載の通り。経営面積95a。世帯員・労力人は1人・1人。賃貸借権設定、令和8年6月1日より5年間、10aあたり5,000円。利用権終了継続。

番号8、堀内字梅419番3、登記現況とも田、登記面積3,798㎡、賃貸借、貸付人・借受人は記載の通り。経営面積350a。世帯員・労力人は7人・3人。賃貸借権設定、令和8年6月1日より10年間、10aあたり玄米30kg。利用権終了継続。

番号9、堀内字南松277番1、登記現況とも田、登記面積749㎡、権利種別賃貸借、貸付人・借受人は記載の通り。経営面積350a。世帯員・労力人は7人・3人。賃貸借権設定、令和8年6月1日より10年間、10aあたり玄米30kg。利用権終了継続。

番号10、愛島小豆島字上沖209番2、登記現況とも田、登記面積1,913㎡、権利種別賃貸借、貸付人・借受人は記載の通り。経営面積1,276a。世帯員・労力人は3人・3人。賃貸借権設定、令和8年6月1日より10年間、10aあたり玄米30kg。利用権終了継続。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に農地利用最適化推進委員の齋重昭委員に意見等について、お願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（齋重昭委員）

農地法第3条申請議案第2号について、担任委員会で実情調査及び申請書類並びに航空写真等で確認を行いました。

1番・2番は、経営規模拡大による売買です。

譲受人には、今後、購入する農地を含めて、適切な営農と農地管理を行うこと、周辺農家と協調を図るよう指導しました。

3番は、経営規模拡大による売買です。

4番及び5番は、新たに農地法第3条にて賃貸借契約を行うものです。

6番から10番は、利用権設定等促進事業の期間満了に伴い、引き続き賃貸借を新たに農地法第3条にて契約を結ぶものです。

いずれも、適切に管理されており、今後も同様と考えられます。

議案第2号の許可について、農地法第3条の判断基準を満たしていることから、問題はないと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただ今、両委員から説明・意見等をいただきました。この案件について、質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第2号は原案のとおり決定といたします。

《議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》
（継続審議分）

○ 議長（引地長一会長）

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」（継続審議分）を議題といたします。それでは、遠藤勝典代表委員、説明をお願いいたします。

○ 4班代表委員（遠藤勝典委員）

議案第3号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について（継続審議分）、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和8年5月27日提出。

番号1、愛島笠島字一本木135番他5筆、全て登記・現況ともに田。登記合計面積5,741㎡。権利種別賃貸借、貸付人・借受人は記載のとおり。経営面積459a。世帯員・労力人は1人・1人。賃貸借権設定、令和8年6月1日より5年間、10aあたり玄米23kg及び玄米30kg。

議案第3号につきましては、5月22日の担任委員会で現地調査を行い、5月25日に借受人より実情を聴取いたしました。

1番は、相続で取得した農地を新たに農地法第3条にて賃貸借契約を新規で行うものであります。

なお、先月の第24回総会において、借受人の農地で農地法第3条第2項第1号の全部効率利用が確認できない農地があり、借受人から実情聴取を行うべきとの意見が出されたため、審議保留となった案件であります。

借受人からは、遊休農地が存在することは認知しており、今後、速やかに遊休農地を改善し、農地保全に努めることを約束したところです。

議案第3号については、担任委員会資料の5ページ、農地法第3条の判断基準を満

たしていると判断し、許可について、やむを得ないものと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に農地利用最適化推進委員の齋重昭委員に意見等について、お願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（齋重昭委員）

農地法第3条申請継続審議分、議案第3号について、担任委員会で実情調査及び申請書類並びに航空写真等で確認を行いました。

1番は、新たに農地法第3条にて賃貸借契約を行うものです。前回の総会で継続審議とした案件であります。借受人からは、速やかに遊休農地改善を行うとの回答がありましたので、今後、適切に管理されるものと判断するものであります。

議案第3号の許可について、農地法第3条の判断基準を満たしていると判断し、許可についてやむを得ないものと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただ今、両委員から説明・意見等をいただきました。この案件について、質問はありませんか。

○ 事務局（仙石事務局長）

休憩をお願いします。

○ 議長（引地長一会長）

暫時休憩といたします。

〔暫時休憩〕

○ 議長（引地長一会長）

再開いたします。改めて、この案件について質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第3号は原案のとおり決定といたします。

《議案第4号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見について》

○ 議長（引地長一会長）

それでは、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見について」を議題とします。事務局、説明願います。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

それでは、8ページをお開き下さい。議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見について。申請人より下記のとおり名取市地域計画変更申出があったので意見を求める。令和8年5月27日提出。

番号1、大字・字・地番。高館吉田字東真坂82番。地目登記・現況ともに田。登記面積253㎡。申請人・住所・氏名は記載のとおりです。開発許可否。地域計画の変更目的は資材置場、令和8年5月農地法第5条による許可。

番号2、大字・字・地番。高館吉田字東真坂83番。地目登記・現況ともに田。登記面積136㎡。申請人・住所・氏名は記載のとおりです。開発許可否。地域計画の変更目的1番と同じく資材置場、令和8年5月農地法第5条による許可。以上となります。

○ 議長（引地長一会長）

ただ今、事務局から説明がなされました。質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第4号について、原案のとおり変更することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第4号は原案のとおり承認いたします。

《議案第5号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について》

○ 議長（引地長一会長）

それでは、議案第5号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について」を議題とします。事務局、説明願います。

○ 事務局（五十嵐主査）

それでは、議案書9ページをお開き願います。議案第5号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について。このことについて、令和8年5月13日付で宮城県農地中間管理機構から農用地利用集積等促進計画(案)について

設定したので、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年12月13日法律第101号)第18条第3項の規定により、当該計画(案)について、農業委員会の意見を令和8年6月5日までに求められているので提案する。

1. 意見を求められている内容、次の「農用地利用集積等促進計画(案)」のとおり。
令和8年5月27日提出。

農用地利用集積等促進計画(案)の概要、1利用権を設定する土地、田242筆、438,056㎡、畑9筆、14,350㎡、合計251筆、452,406㎡。

2利用権設定する土地、①利用権の種類、賃借権設定120件。②賃借権の存続期間、10年120件。③借賃(10aあたり)5,000円120件。④借賃の支払方法、毎年11月25日までに本人名義の口座に手数料を差し引き振り込む。

3県公告予定年月日、令和8年7月24日。

4詳細につきましては、10ページ以降でございます。以上よろしく願いいたします。

○ 議長(引地長一会長)

ただ今、事務局から説明がなされました。質問はありませんか。

○ 9番委員(阿部芳昭委員)

④の支払方法について、手数料を差し引き振り込むとなっていますが、手数料についてはこの形で間違いないのでしょうか。

○ 事務局(五十嵐主査)

手数料につきましては、賃借料に対して1%差引いた形になります。

○ 議長(引地長一会長)

その他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長(引地長一会長)

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長(引地長一会長)

挙手全員でありますので、議案第5号は原案のとおり承認いたします。

《報告事項(1) 農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項(2) 農地使用貸借権解約について》

《報告事項(3) 農地の現状変更届出について》

○ 議長(引地長一会長)

次に、報告事項（１）農地法第５条の規定による届出について、（２）農地使用貸借権解約について、（３）農地の現状変更届出について議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

別紙議案書により報告事項（１）から（３）について説明を行い、通知及び報告等を受理した旨を説明した。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま事務局から説明がなされました。質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので、報告事項（１）から報告事項（３）について、承認といたします。

《その他》

○ 議長（引地長一会長）

それでは、その他に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

○ 事務局（仙石事務局長）

〔６月の農業委員会行事日程について説明した。〕

〔５月の農家及び苦情等相談について報告した。〕

○ 事務局（渡邊局長補佐）

〔委員視察研修について説明した。〕

○ ７番委員（松浦朋子委員）

〔新規就農したい方の相談を受けその内容について説明した。〕

○ 事務局（五十嵐主査）

〔活動記録簿の提出、活動内容の記載について説明した。〕

○ 事務局（仙石事務局長）

〔新規就農したい方の相談を受けその内容について説明した。〕

○ 議長（引地長一会長）

その他ありませんか。

ないようですので、これをもちまして第２５回農業委員会総会の一切を終了といたします。事務局お願いします。

【閉 会】

午後３時６分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第２３条第２項の規定により署名する。

令和8年5月27日

名取市農業委員会
議 長

引地 長一

署名委員 10 番

相澤 喜美

署名委員 11 番

松浦 昌男